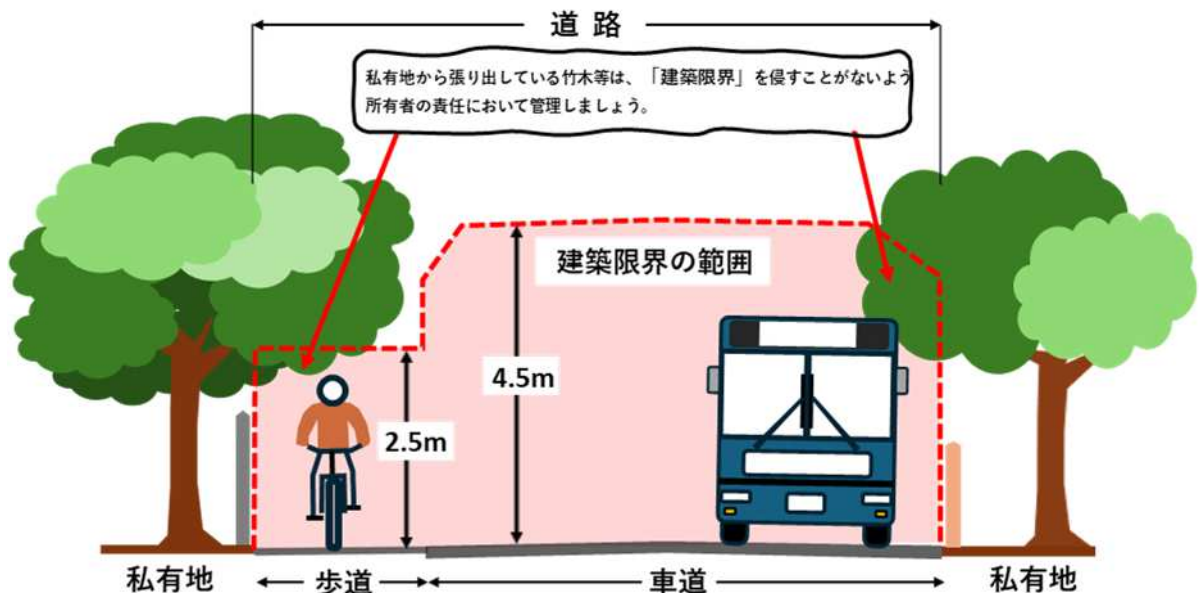


【お願い】道路上に張り出している竹木等の適正管理について

- 私有地から道路に張り出している竹木・枝・草・ツタ類など(以下、「竹木等」という。)は、それらが植生している土地の所有者に所有権があります。
- 張り出した竹木等が原因で通行者(歩行者、自転車、バイク、車両等)の安全が害されることがないように適正な管理(剪定・伐採等)をお願いします。
- これらが原因となり歩行者や車両にケガや損傷事故等が発生した場合、竹木等の所有者が責任を問われることがあります。

【伐採等をお願いする範囲】

- 歩行者や自動車等が安全に通行するため、歩道から高さ 2.5m、車道から高さ 4.5mの範囲(建築限界)内に障害となるもの(竹木等を含みます)を置いてはなりません。
- すでに建築限界内にあり、通行障害や安全施設・標識等の見通しの妨げになっているもののほか、強風・大雨・積雪などにより建築限界内に倒れる危険性があるものについても適正管理(剪定・伐採など)をお願いします。



【作業時の注意事項】

- 通行する車両や歩行者の安全を確保してください。
- 作業される方も竹木やハシゴ等からの転落防止にご留意ください。
- 電線が近くにある場合は、感電等の危険が伴う場合がありますので、電力会社やNTT等に事前にご連絡ください。

【参考法令】

※民法第 233 条…土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。(後略)

※民法第 717 条…土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

※道路法第 43 条:何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

※道路法第 30 条…高速自動車国道及び国道の構造の技術基準は、次に掲げる事項について政令で定める。(後略)

※道路構造令第 12 条(建築限界) (略)

— お問い合わせ先 —

島根県松江県土整備事務所 維持管理部 管理第一課

TEL (0852)32-5794・5734・5736

e-Mail matsue-kanri1@pref.shimane.lg.jp